

3. 売上高減少について添付が必要な書類 【個人事業主（申請に用いる任意の3か月で決算が確定していない月がある場合）】

《提出必須書類③》 コロナ前後それぞれの月間売上が確認できる書類

青色申告の場合：所得税青色申告決算書の2ページ目および
決算がまだ終わっていない月の売上台帳+確定申告の基礎となる書類

白色申告の場合：選択した全ての期間を含む
売上台帳+確定申告の基礎となる書類

《売上台帳》

3 様式は問わないが「売上台帳」

2020年01月 売上台帳

4 青色申告：決算月がきていない月の月別売上が確認できること
例の場合：2021年1月～2月

白色申告：選択した期間の月別売上が全て確認できること
例の場合：2019年12月～2020年2月
2020年12月～2021年2月

青色
白色

青色

《所得税青色申告決算書2ページ目》

1 令和 〇 年分 選択した期間の内決算完了した月が全て含まれている
(例2の場合、2019年12月～2020年2月(3か月分)
および2020年12月(1か月分)が分かる)
コロナ前、コロナ後2年分の書類を添付する

2 月別の売上高が申請画面と一致していること

■ 決算で確定した年月での書類



《確定申告の基礎となる書類》

5 仕 訳 帳

確定申告基礎書類は
いずれかでも代替可能です
損益計算書、収支内訳書、貸借対照表、
総勘定元帳等、収支がわかるもの

決算で確定前の年月の書類

